

## 会費徴収規程

(目的)

### 第1条

この規程は、協会規約第7条及び第8条で定める入会金及び年会費に関する基本事項を定めることを目的とする。

(入会金)

### 第2条

入会金は、会員の種別を問わず一律事務手数料として11,000円(消費税10% 1,000円込)とし、入会金の納入確認をもって、会員としての効力を発するものとする。

(年会費)

### 第3条

- (1) 正会員の年会費は63,000円(消費税10% 5,727円込)とする。
- (2) 賛助会員の年会費は、55,000円(消費税10% 5,000円込)とする。
- (3) 特別賛助会員は、110,000円(消費税10% 10,000円込)とする。

(納入期日)

### 第4条

第3条の年会費は、毎年当該年度分を1月末日までに納入しなければならない。  
年の途中に入会した者の年会費は、入会した月の翌月末日までに納入しなければならない。

(年度途中入退会)

### 第5条

- (1) 年度途中の入会者に対する会費についても年会費の月割はないものとする。
- (2) 退会の場合には会費は返還しない。

(会費の減免)

### 第6条

激甚災害の被災、感染症のまん延など、極めて特別な事情が生じた場合、会費の一部を減免することができる。

その期間及び金額については理事会に諮って決定する。

附則 1. 当該規程は、ジャバラユニット協会設立した日から施行する。